

宍粟市教育委員会規則第9号

宍粟市幼保一元化地区別協議会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年5月6日

宍粟市教育長 西岡章寿

宍粟市幼保一元化地区別協議会規則の一部を改正する規則

宍粟市幼保一元化地区別協議会規則（平成23年教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「協議する。」を「協議し、地域の意見として教育委員会に報告する。」に改める。

第3条第1項中「委員20人以内」を「概ね委員20人」に改める。

第4条中「当該年度末日」を「幼保一元化施設開設日の前日まで」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。